

平成 23 年(行ク)第 4 号 緊急命令申立て(本案事件・平成 23 年(行ウ)第 4 号)

決 定

申立人 北海道労働委員会

被申立人 株式会社ノースプランニング

主 文

- 1 被申立人は、被申立人を原告とし、申立人を被告代表者兼処分行政庁とする当庁平成 23 年(行ウ)第 4 号不当労働行為救済命令取消請求事件の判決確定に至るまで、平成 22 年道委不第 13 号事件について申立人がした平成 23 年 1 月 14 日付け命令の主文第 1 項及び第 2 項に従わなければならない。
- 2 申立費用は、被申立人の負担とする。

理 由

1 本件緊急命令の申立ての趣旨及び理由は、別紙 1 の緊急命令申立書記載のとおりであり、申立人が被申立人に対し履行を求める、平成 22 年道委不第 13 号事件について北海道労働委員会がした平成 23 年 1 月 14 日付け命令(以下「本件命令」という。)の主文第 1 項及び第 2 項は、別紙 2 のとおりである。

2 一件記録によれば、本件命令は、その認定及び判断において正当であり、適法であると認められる。

そして、一件記録によれば、被申立人は、申立人が発した上記命令の写しを受領した後も、今日に至るまで、本件命令の主文第 1 項及び第 2 項を履行しておらず、申立人が発した前記命令の取消請求事件の判決が確定するまで不履行の状態が継続した場合、本案事件の補助参加人ノースプランニングユニオンの組合員としての団結権の侵害及び経済的損失は著しく進行し、回復困難な損害が生ずるおそれがあると認められるから、緊急命令の必要性があるというべきである。

3 よって、主文のとおり決定する。

平成 23 年 6 月 27 日

札幌地方裁判所民事第 1 部

「別紙 略」